

## 令和8年度メタバース活用就労支援事業 【企画提案公募実施要領】

福岡県では、標記業務を計画しています。本業務は委託により実施する予定であり、委託事業候補者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

なお、本業務は、予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、業務内容を変更すること、又は契約しない場合があることを予めご承知おきください。

### 1 委託業務名

令和8年度メタバース活用就労支援事業

### 2 目的

ひきこもり等の働くことに困難を抱える就労困難者を対象に、インターネット上に構築した仮想空間（以下「メタバース」という。）を活用し、自宅にしながら支援機関につながることで、社会に踏み出す心理的抵抗感を下げるとともに、メタバースにおいて就労支援を受けることによって、就職に向けより効率的・効果的なステップアップを目指すことを目的とするものである。

### 3 委託業務内容

別添「令和8年度メタバース活用就労支援事業【企画作成仕様書】」のとおり

### 4 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 予算規模及び支弁対象経費

金7,293,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ 経費の取扱いは、別紙「委託事業に係る委託費（経費）について」のとおりとする。

### 6 企画提案公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項（一般競争入札の利用者の資格）に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 事業の実施に当たって、福岡県からの求めに応じて、事業効果を高めるために必要な業務改善への積極的な取組や業務手法の変更、事業の進捗管理に必要な資料提供などに誠実かつ確実に対応できる者であること。

### 7 企画提案書の提出・応募の無効・委託事業候補者の選定

- (1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案応募書（様式1）

・・・1部

- ②企画提案書（A4判、片面印刷）・・・8部
- ③パンフレット等提案者の概要や事業内容が分かる資料・・・8部
- ④企画提案者における個人情報の取扱確認表（様式2）・・・8部
- ⑤見積書（様式3）・・・1部
- ⑥①～⑤（③を除く）の電子データ・・・1部

イ 提出先

11 問合せ先のとおり

ウ 提出方法

①～⑤持参又は郵送

⑥電子メール

エ 提出期限

令和8年3月19日（木）15：00 必着

※ 「ア⑤見積書」は委託事業候補者選定後の委託契約手続を迅速に進めるためにご提出いただくものであり、見積額を選定にあたっての評価に含めるものではない。

※ 期限までに提出された企画提案書のみ、受け付けることとする。

※ 企画提案書受付時に書類の不備による補正指示等を行うことがあるため、郵送で提出する場合は早めに提出すること。

(2) 応募の無効

次の事項に該当する者は失格とし、応募は無効とする。

ア 本要領に示した企画提案公募参加資格がない者

イ 故意に提出書類に虚偽の記載をした者

ウ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者

(3) 委託事業候補者の選定

審査委員会において企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った一者を選定する。

ア 評価方法

企画提案書について、別添「評価基準」の評価項目ごとに評価を行い、次表に基づく点数化を行い、評価点を算出する。

評価	配点が30点の項目	配点が20点の項目	配点が10点の項目	配点が5点の項目
特に良い	30点	20点	10点	5点
良い	24点	16点	8点	4点
普通	18点	12点	6点	3点
若干不足	12点	8点	4点	2点
不足	6点	4点	2点	1点
評価項目に係る記載なし	0点	0点	0点	0点

ただし、評価項目「個人情報保護の徹底」については20点満点で評価し、段階評価は行わない。

イ 選定方法

評価方法に基づき算出された各委員の評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した事業者を委託事業候補者に選定する。

なお、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、当該企画提案書の評価項目ごとの各委員の合計を算出し、当該合計が最も高い評価項目数が多い企画提案書を提出した事業者を委託事業候補者に選定する。

また、企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合、各委員の評価点の合計が満点の半分以

上に限り、その事業者を委託事業候補者に選定する。

※ 各委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、委託事業候補者から除外する場合があります。

ウ 選定結果

選定結果は応募者に対して文書で通知する。

## 8 企画書等の作成

### (1) 事業の実施方針

次の点を織り込んで記載すること。

ア 貴団体が考えるメタバースを活用した就労支援の意義・目的

イ アに関して本事業受託者が果たすべき役割

ウ 本事業を受託する上で、貴団体が最も重視する点

### (2) 個別業務に係る提案

ア アバターを活用した就労支援の促進

仕様書記載の環境整備やトラブル予防策、利用調整について具体的な実施内容、方法を記載すること。特に、仕様書5(1)ア～エの支援について貴団体自身の取組や、他の就労支援機関との連携した取組について具体的に示すこと。

なお、県外に事業所を置く団体については、県内関係機関と連携するための取組を示すこと。

イ メタバース活用、アバター操作の習得支援

仕様書記載のオンラインセミナーの内容、講師、回数等を具体的に示すとともに、操作習得に向けた工夫を記載すること。

ウ 周知広報

就労困難者に向け、広報の効果的な手法に関する具体的な内容、媒体、手段、時期、回数、参加の見込み等について記載すること。

### (3) 実施体制

事業全体を管理する者及びその他の事業従事者の経歴、資格・経験等、他の事業と兼任する者がいる場合はそれぞれの業務に従事する時間配分等具体的な兼務内容等、事業の実施体制について記載すること。

### (4) 事業の管理

ア 目標の管理

・仕様書「3 目的」記載の目標達成に向けた進捗管理の具体的な手法とスケジュール（実績把握やアンケート調査の頻度、県への報告について）を記載すること。

イ 苦情等対応

・苦情・クレーム処理に関する体制、対応方法等を記載すること。

ウ 個人情報保護に係る体制

・別添「企画提案者における個人情報の取扱確認表」に、個人情報保護に関する体制・個人情報保護に係る取組状況を具体的かつ詳細に記載し提出すること。

・「企画提案者における個人情報の取扱確認表」の記載内容が虚偽であった場合は、失格となるものとする。

・契約締結に当たっては、個人情報の取扱状況について県が指示するチェックリストを別途提出する必要がある。また、契約締結の後、記載内容が虚偽であることが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(5) 実績

ひきこもり等の働くことに困難を感じる就労困難者への就労支援に関し、どのような実績や知識、ノウハウ、ネットワークを有しているかを含め、記載すること。

本受託事業に類似・関連するサービスに関する実績（おおむね過去2年以内）があれば記載すること。

## 9 委託事業候補者選定後の手続き

(1) 協議

委託事業候補者となった者と事業実施の細目等について協議を行うこととする。協議に当たっては、必要に応じて委託事業候補者が作成した企画提案書の趣旨を変更しない範囲において、事業実施方法等について修正を求めることがある。

なお、委託事業候補者との協議が整わない場合は、契約を締結しないことがある。この場合、選定結果で次点となった応募者を委託事業候補者とし、事業実施の細目について協議を行うこととする。

(2) 契約の締結

9 (1) の協議が整った後、福岡県は委託事業候補者と委託契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約に当たっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納付すること。

なお、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還することとする。また、一定の要件を満たした場合、これを免除する場合がある。

(4) 暴力団排除条項

福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日福岡県条例第59号）の施行に伴い、契約に当たっては「誓約書」を提出すること。

なお、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した場合は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

## 10 その他

(1) 企画提案書等の著作権は応募者に帰属するが、福岡県は、公表等必要な場合に、企画提案書等の内容を無償で利用できるものとする。

(2) 提出期間経過後の書類の差し替えは認めないこととする。

(3) 提出された書類は返却しないこととする。

(4) 提出された書類は、選定事務に必要な範囲で複製することがある。

(5) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。また、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は受託者の負担とする。

(6) 提出書類受付後に応募を辞退する場合は、その旨書面で提出すること。

## 11 問合せ

(1) 問合せ先

福岡県福祉労働部労働局就業支援課若者支援係 後藤

TEL：092-643-3594

FAX : 092-643-3619

メールアドレス : wakamono@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 問合せ方法・受付期間

ア 問合せ方法

上記メールアドレスへのメールで受け付けることとする。(任意様式)

メールの件名は「【質問】令和8年度メタバース活用就労支援事業について」とすること。

イ 受付期間

令和8年3月12日(木) 17:00まで

ウ 回答方法

問合せに対する回答は、県ホームページへの公開により行う。但し、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに個別に回答する。